

毒物及び劇物に関する法規

※問題文中の用語は次によるものとする。

法：毒物及び劇物取締法

政令：毒物及び劇物取締法施行令

規則：毒物及び劇物取締法施行規則

毒物劇物営業者：毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者

問 1

次の記述は、法第一条及び法第二条第一項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第一条

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な（ a ）を行うことを目的とする。

第二条第一項

この法律で「毒物」とは、別表第一に掲げる物であつて、（ b ）及び（ c ）以外のものをいう。

- | | a | b | c |
|---|----|-------|-------|
| ① | 監視 | 医薬品 | 医薬部外品 |
| ② | 取締 | 医薬部外品 | 危険物 |
| ③ | 監視 | 医薬品 | 危険物 |
| ④ | 取締 | 医薬品 | 医薬部外品 |
| ⑤ | 監視 | 医薬部外品 | 危険物 |

問2

次の記述は、法第三条第三項の条文の一部である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第三条第三項

毒物又は劇物の(a)の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を(b)し、授与し、又は(b)若しくは授与の目的で(c)し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

- | | a | b | c |
|---|-----|----|----|
| ① | 販売業 | 販売 | 所持 |
| ② | 製造業 | 輸入 | 貯蔵 |
| ③ | 輸入業 | 販売 | 所持 |
| ④ | 販売業 | 販売 | 貯蔵 |
| ⑤ | 輸入業 | 輸入 | 貯蔵 |

問3

次の特定毒物に関する記述について、誤っているものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。
- ② 毒物若しくは劇物の製造業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を製造してはならない。
- ③ 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その主たる研究所の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。
- ④ 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。
- ⑤ 毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

問4

次の物質のうち、特定毒物に指定されていないものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 燐化^{りん}アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
- ② 四アルキル鉛を含有する製剤
- ③ オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
- ④ 硫化水素ナトリウムを含有する製剤
- ⑤ モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤

問5

次の物質のうち、劇物に該当するものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 水銀
- ② 塩化ベンゼンスルホニル
- ③ 弗化水素^{ふっ}を含有する製剤
- ④ ニコチンを含有する製剤
- ⑤ シアン酸ナトリウム

問6

次の記述は、法第八条第二項の条文である。（ ）の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第八条第二項

次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 （ a ） 歳未満の者
- 二 （ b ） の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は（ c ）に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

- | | a | b | c |
|---|----|----|-----|
| ① | 二十 | 心身 | 危険物 |
| ② | 二十 | 身体 | 薬事 |
| ③ | 十八 | 心身 | 危険物 |
| ④ | 十八 | 心身 | 薬事 |
| ⑤ | 十八 | 身体 | 危険物 |

問 7

次の毒物又は劇物の営業の登録に関する記述について、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- a 毒物又は劇物の製造業者は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けなくても、その製造した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の販売業者に販売することができる。
- b 毒物又は劇物の製造業者は、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けなくても販売の目的で毒物又は劇物を輸入することができる。
- c 毒物又は劇物の製造業の登録を受けようとする者は、その製造所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。
- d 毒物又は劇物の輸入業の登録は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。

- | | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|
| ① | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| ② | 誤 | 正 | 正 | 誤 |
| ③ | 誤 | 誤 | 正 | 正 |
| ④ | 誤 | 誤 | 誤 | 正 |
| ⑤ | 正 | 誤 | 誤 | 誤 |

問 8

法第十条第一項及び規則第十条の二の規定により毒物劇物営業者が三十日以内にその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に届け出なければならない場合の記述について、誤っているものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更したとき。
- ② 氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- ③ 製造所、営業所又は店舗の名称を変更したとき。
- ④ 製造所、営業所又は店舗における営業を廃止したとき。
- ⑤ 法人にあつては、その代表者を変更したとき。

問 9

次の毒物劇物取扱責任者に関する記述について、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 毒物劇物営業者が毒物又は劇物の輸入業及び販売業を併せて営む場合において、その営業所と店舗が互いに隣接しているときは、毒物劇物取扱責任者は2つの施設を通じて1人で足りる。
- ② 薬剤師は、毒物劇物一般販売業の店舗において毒物劇物取扱責任者になることができない。
- ③ 二十歳以上の者でなければ毒物劇物取扱責任者になることはできない。
- ④ 特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、特定品目のみを取り扱う毒物劇物製造業の製造所において毒物劇物取扱責任者になることができる。
- ⑤ 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を変更するときは事前に届け出なければならない。

問 10

次の記述は、毒物又は劇物の取扱に関する、法第十一条第四項及び規則第十一条の四の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

法第十一条第四項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、(a) を使用してはならない。

規則第十一条の四

法第十一条第四項に規定する劇物は、(b) とする。

- | a | b |
|---------------------|--------------|
| ① 飲食物の容器として通常使用される物 | 常温・常圧下で液体の劇物 |
| ② 密閉できない構造の物 | すべての劇物 |
| ③ 密閉できない構造の物 | 興奮、幻覚作用のある劇物 |
| ④ 密閉できない構造の物 | 常温・常圧下で液体の劇物 |
| ⑤ 飲食物の容器として通常使用される物 | すべての劇物 |

問 1 1

法第十二条第一項の規定により、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者が、劇物の容器及び被包に表示しなければならないものとして、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「劇」の文字
- ② 「医薬用外」の文字及び赤地に白色をもって「劇」の文字
- ③ 「医薬用外」の文字及び赤地に白色をもって「劇物」の文字
- ④ 「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「劇物」の文字
- ⑤ 「医薬用外」の文字及び黒地に白色をもって「劇」の文字

問 1 2

法第十二条第二項の規定により毒物劇物営業者が、その容器及び被包に解毒剤の名称を表示したものでなければ販売し、又は授与することができない毒物又は劇物として、規則第十一条の五に定められているものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 硫酸タリウム
- ② 有機^{りん}化合物
- ③ 無機シアン化合物
- ④ 有機塩素化合物
- ⑤ 砒素化合物

問 1 3

次の記述は、法第十四条第一項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第十四条第一項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を書面に記載しておかなければならない。

- 一 毒物又は劇物の (a)
- 二 販売又は授与の (b)
- 三 譲受人の氏名、(c) 及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

- | | a | b | c |
|---|--------|-----|----|
| ① | 名称及び数量 | 年月日 | 年齢 |
| ② | 使用場所 | 目的 | 職業 |
| ③ | 名称及び数量 | 年月日 | 職業 |
| ④ | 使用場所 | 年月日 | 年齢 |
| ⑤ | 名称及び数量 | 目的 | 職業 |

問 1 4

政令第三十二条の二に規定されている興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する物として、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 酢酸エチルを含有する接着剤
- ② 酢酸ナトリウムを含有するシンナー
- ③ メタノール
- ④ アンモニア
- ⑤ ピクリン酸

問 1 5

次の記述は、法第十七条第一項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第十七条第一項

毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、(a)、その旨を(b)、(c)又は(d)に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

- | | a | b | c | d |
|---|-------|-------|------|------|
| ① | 三日以内に | 地方厚生局 | 市町村長 | 消防機関 |
| ② | 三日以内に | 保健所 | 警察署 | 医療機関 |
| ③ | 直ちに | 保健所 | 警察署 | 消防機関 |
| ④ | 直ちに | 保健所 | 市町村長 | 医療機関 |
| ⑤ | 三日以内に | 地方厚生局 | 警察署 | 消防機関 |

問 1 6

法第十三条の規定により、毒物劇物営業者があせにくい黒色で着色したものでなければ、農業用として販売し、又は授与してはならないものとして政令第三十九条で定められているものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① シアナミドを含有する製剤たる劇物
- ② 二硫化炭素を含有する製剤たる劇物
- ③ 沃化メチル^{よう}を含有する製剤たる劇物
- ④ ロテノン^{よう}を含有する製剤たる劇物
- ⑤ 硫酸タリウムを含有する製剤たる劇物

問 17

次の記述は、政令第四十条の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第四十条

法第十五条の二の規定により、毒物若しくは劇物又は法第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

- 一 中和、(a)、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第十一条第二項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- 二 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ(b)し、又は揮発させること。
- 三 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ(c)させること。
- 四 前各号により難い場合には、地下(d)以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

	a	b	c	d
①	加水分解	燃焼	酸化	一メートル
②	電気分解	燃焼	酸化	一メートル
③	加水分解	放出	燃焼	一メートル
④	電気分解	燃焼	酸化	五十センチメートル
⑤	加水分解	放出	燃焼	五十センチメートル

問 18

次の記述は、法第十八条第一項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第十八条第一項

(a) は、保健衛生上必要があると認めるときは、(b) 若しくは (c) から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を(d)させることができる。

	a	b	c	d
①	厚生労働大臣	毒物劇物営業者	特定毒物使用者	検査
②	厚生労働大臣	毒物劇物業務上取扱者	特定毒物研究者	収去
③	都道府県知事	毒物劇物営業者	特定毒物使用者	検査
④	都道府県知事	毒物劇物業務上取扱者	特定毒物使用者	検査
⑤	都道府県知事	毒物劇物営業者	特定毒物研究者	収去

問 19

法第二十二條第一項並びに政令第四十一条及び政令第四十二条の規定により、毒物又は劇物の業務上取扱者としての届出が必要な事業として、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 最大積載量 5 0 0 k g の自動車を用いて劇物の運送を行う事業
- ② 水酸化ナトリウムを使用して、清掃を行う事業
- ③ 硝酸を使用して、金属熱処理を行う事業
- ④ 砒素化合物たる毒物を使用して、電気めっきを行う事業
- ⑤ シアン化カリウムを使用して、電気めっきを行う事業

問 20

過酸化水素 20%を含有する製剤を、車両 1 台を使用して、1 回につき 6,000 キログラム運搬する場合の運搬方法等に関する記述のうち、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① 車両には、0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を黄色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げなければならない。
- ② 運搬に用いる容器又は被包の外部に、その収納した劇物の名称及び成分を表示しなければならない。
- ③ 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量を記載した書面を備えれば足りる。
- ④ 1 人の運転者による運転時間が、2 日（始業時刻から起算して 48 時間をいう。）を平均し 1 日当たり 6 時間を超える場合は、交替して運転する者を同乗させなければならない。
- ⑤ 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを 1 人分備えなければならない。